

（仮称）市立病院将来構想の策定状況について

1 概要

平成30年3月29日に、市立病院運営委員会から受けた答申を踏まえ、市立病院として必要な医療提供体制の確保を図り、安定した経営の下で継続的に病院運営を行うために、（仮称）市立病院将来構想の策定を進めています。

将来構想に定める事項のうち、市立病院の体制及びうわまち病院の建替え方針について、8月20日の市の企画調整会議で決定しています。

2 市立病院の体制

（1）方針

市立2病院体制を維持します。

（2）理由

ア 入院需要の増加への対応

神奈川県は、団塊の世代が75歳以上になる平成37年（2025年）に向け、医療提供体制を整備するために、医療機能ごとに平成37年（2025年）の医療需要と必要病床数を推計し、目指すべき医療提供体制を実現するため、地域医療構想を定めています。地域医療構想は、市町村単位ではなく構想区域単位で定められており、本市は、横須賀・三浦構想区域（横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市及び葉山町）に位置付けられています。

横須賀・三浦構想区域では、地域医療構想で推計された平成37年（2025年）の必要病床数（6,130床）と、平成28年度（2016年度）病床機能報告（5,531床）による各医療機関の報告病床数を比較すると、必要病床数に対して599床の不足となっています。

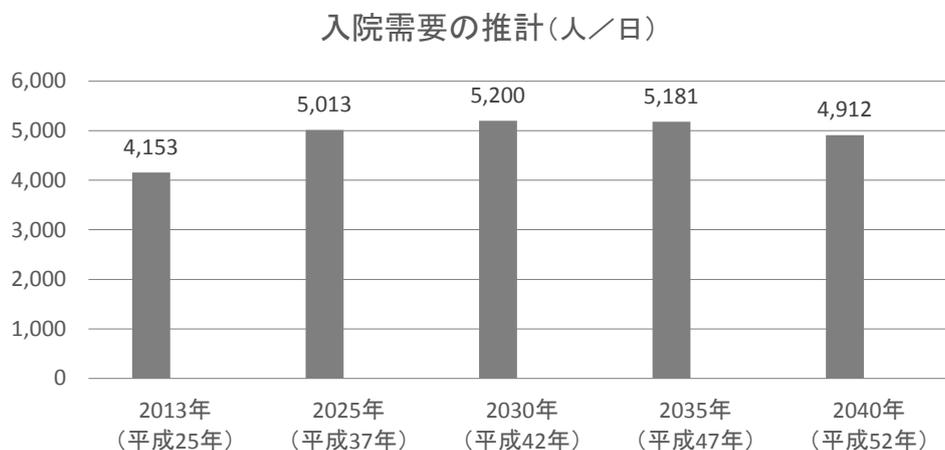
平成37年（2025年）に向けて増加する入院需要に対応するためには、少なくとも市立2病院の現在の稼働病床数を維持し、需要に応えるべく未稼働病床を稼働させることが必要と考えています。

イ 将来的な入院需要の増加と減少への対応

構想区域内の将来的な入院需要は、次ページの図のとおり、平成42年（2030年）頃までは、総人口は減少するものの75歳以上人口が増加することなどに伴い増加傾向となっています。

平成42年（2030年）頃をピークに入院需要は減少に転ずるものの、平成52年（2040年）頃までは減少幅は緩やかであり、ほぼ横ばいであると見込まれています。その後も総人口の減少が続くと見込まれることから、平成52年（2040年）以降は入院需要が徐々に減少していくことが考えられます。

入院需要の減少局面への対応は、市民病院が概ね築35年以上を経過しており、およそ20年後には再整備をする必要があることから、その際に入院需要を予測して病床数を調整していくことが合理的です。



(出典：神奈川県地域医療構想別冊 データ集 P135

横須賀・三浦構想区域における医療機関所在地ベースの医療需要)

ウ 2病院統合の実現困難性

市立2病院を統合する場合、入院需要の増加と減少の両面に適切に対応できる新病院の建設は、病床規模の設定の面で困難です。

また、両病院を統合した規模(約900床)の新病院を建設するとなると、広大な建設用地(約4万㎡)を確保しなければならず現実的ではないと考えています。

更に、現在は市の西地域の医療供給を市民病院が担っていることから、新病院についても西地域をカバーできる立地とする必要がありますが、西地域に両病院を統合した大規模病院を建設することは、経営面を考慮すると現実的ではないと考えています。

3 うわまち病院の建替えについて

(1) 方針

うわまち病院を建替えます。

建替えは、移転して行います。

(2) 理由

ア うわまち病院が老朽化していること

うわまち病院の本館と外来棟は築50年以上が経過しており、建物自体の老朽化が進んでいることに加え、昔の基準で建設されているため、医療技術の向上、医師等の増加に対応するには手狭であり、療養環境の面でも支障が生じている状況です。

イ 都市計画法の開発行為の同意（許可）が困難であること（進入路の要件）

現地での建替えは、基本的に開発行為に該当し、原則として9 m以上の幅員の進入路が必要となりますが、現状の幅員は5.5m程度であり、開発行為の同意を受けることが困難です。

また、道路の拡幅を行うには最低でも10年程度の時間を要する見込みですが、うわまち病院の建物は築50年以上が経過し老朽化が進んでおり、道路整備が終了するのを待つことは困難です。

ウ 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）の指定

現地敷地内の一部が土砂災害防止法の「土砂災害警戒区域（いわゆる「イエローゾーン）」に指定されています。県では、現在、順次「土砂災害特別警戒区域（いわゆる「レッドゾーン）」の指定作業を行っています。

先行して行われている西行政センター管内のレッドゾーン指定案を参照すると、イエローゾーンの多くがレッドゾーンに指定されており、今後、本庁管内での作業が行われると、うわまち病院敷地内もレッドゾーンに指定されると考えられます。

レッドゾーンの指定を受けた場合、開発行為を行うためには、土砂災害防止法に基づく特定開発行為の許可を神奈川県から受けた上で都市計画法の開発行為の同意（許可）を得ることになりますが、法面に相応の防災対策を行う必要があり、相当の時間を要することが見込まれます。

4 今後の予定

うわまち病院の移転先、市立2病院の病床数及び機能については、今年度中の決定に向けて検討を進めています。

5 市立病院運営委員会からの答申と本方針について

項目	答 申	本方針
市立病院の体制	<p>市立2病院体制については、横須賀市の東側をうわまち病院が、西側を市民病院がカバーすることで、神奈川県地域医療構想（以下、「地域医療構想」という）において、脳卒中の患者搬送時間が西側で60分圏内となっているほかは、概ね30分圏内となっている。このことから、横須賀市の地域性を考慮して2病院体制は維持していくことが望ましい。</p>	<p>市立2病院体制を維持します。</p>
うわまち病院の建替え	<p>中央病棟、外来棟は建築後50年以上が経過し、老朽化が進んでいる。さらに、患者の受け入れが限界に近い状態となっているが、現在の施設では、これ以上稼働病床を増やすことができないことから、<u>できるだけ早く建替える必要がある。</u></p>	<p>うわまち病院を建替えます。</p>
	<p>建設場所については、<u>現地で建替える場合、診療を休止できないので、建設手法を十分に検討されたい。</u></p> <p>さらに、県道から病院までの進入路が狭く、救急車両等の通行に支障をきたしていること、今後、建設工事に支障をきたす恐れがあることから、決定した後は速やかに対応されたい。</p> <p>市内の医療機関の立地状況を踏まえ、<u>移転して建替えることも検討されたい。</u>その場合には、移転先の慎重な選定や、用地取得に要する費用を十分に勘案されたい。</p> <p><u>現地建替え又は移転建替えのいずれの場合であっても、採算面を慎重に考慮して建替え後のうわまち病院の経営持続性に留意されたい。</u></p>	<p>建替えは、移転して行います。</p>

【参考】 うわまち病院の敷地と土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

